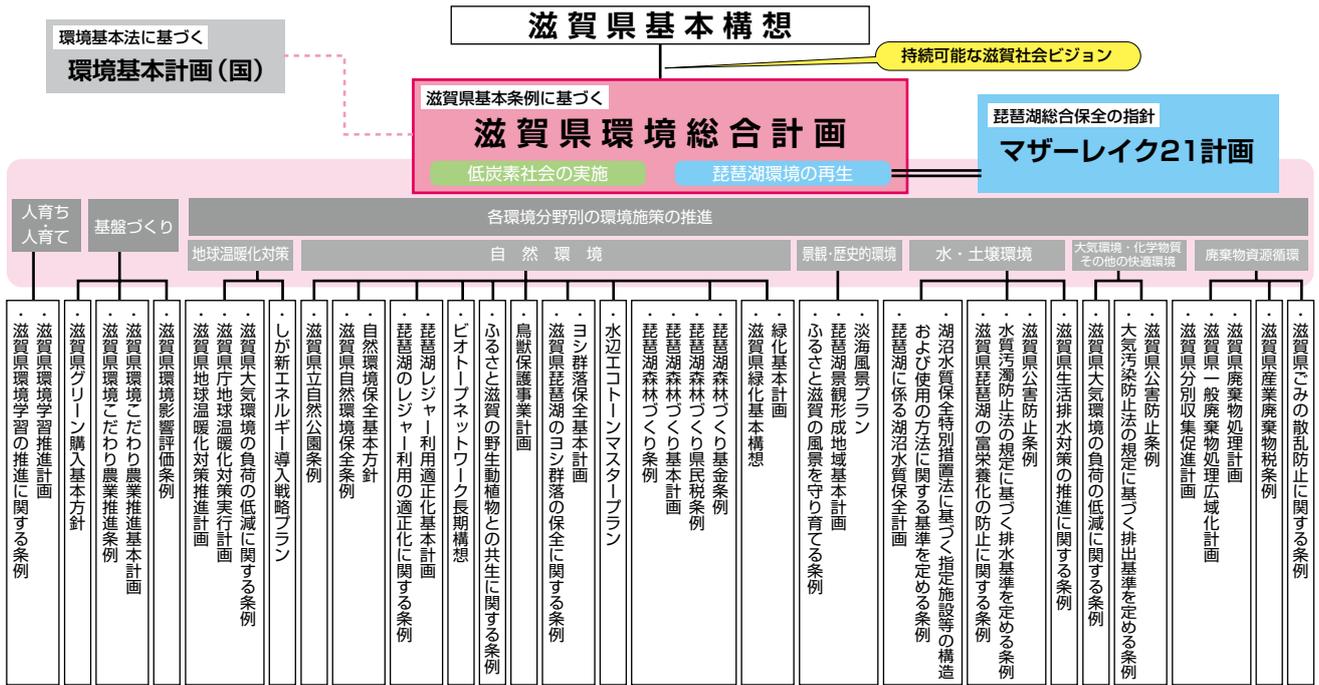


3 滋賀県の環境行政の枠組み

県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例に基づき、滋賀県環境総合計画を策定しています。この計画に示した施策の方向に沿って個別分野の計画などを定め、具体的な施策の展開を図っています。現行の計画(新滋賀県環境総合計画)は、策定後約5年が経過しており、地球温暖化問題への関心の高まりや琵琶湖における新たな課題など、最近の情勢を踏まえ、現在改定作業を進めています。

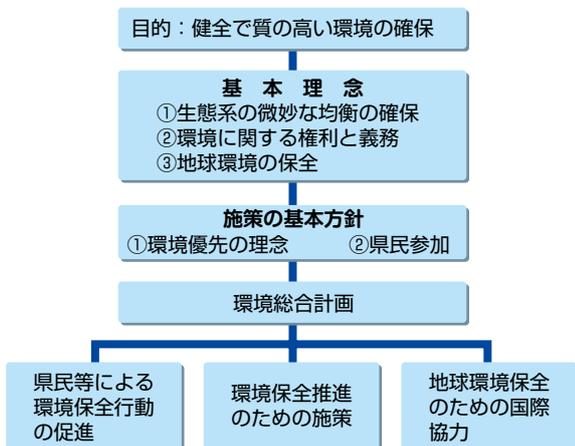
環境関連条例・計画の体系



滋賀県環境基本条例 (平成8(1996)年3月制定)

県の環境に関する基本理念や施策の基本方針と県民、事業者、県の役割および責務を定め、環境の保全を推進するための施策を掲げています。

◆環境基本条例体系図



新滋賀県環境総合計画 (平成16(2004)年3月改定)

環境基本条例に基づく計画であり、県の環境保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など重要事項を定めています。

■長期的な目標

既存の社会のあり方や生活様式を見直し、環境自治の精神に基づき、環境への負荷を環境の復元能力の範囲内に抑えながらも、環境の恵沢の享受による新たな活力を得ることが可能となる、持続可能な発展をする社会を構築します。

■目標達成に向けた基本的考え方

現在の環境問題が、私たち一人ひとりが原因者であるとともに、影響を受ける者となるという特徴をもっていることから、目標達成に向けた基本的考え方を、「環境を内部化した社会をめざす」としました。

環境を内部化した社会では、環境と社会とを一体のものとして捉え、日常の活動を行う中で、あらゆる人が環境改善に取り組み、自らの活動によって生じる環境負荷を減少させています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/suisei/sougou.html>

持続可能な滋賀社会ビジョン

(平成20(2008)年3月策定)

地球温暖化など地球規模での環境変化や、琵琶湖流域での環境変化に対応し、滋賀県が持続可能に発展する社会の実現を目指して、県民、事業者、行政が共有する指針として策定したものです。

ビジョンでは2030年の目指すべき社会像を描き、持続可能に発展するための道筋を明らかにするとともに、着手すべき施策や今後の展開方向を示しました。

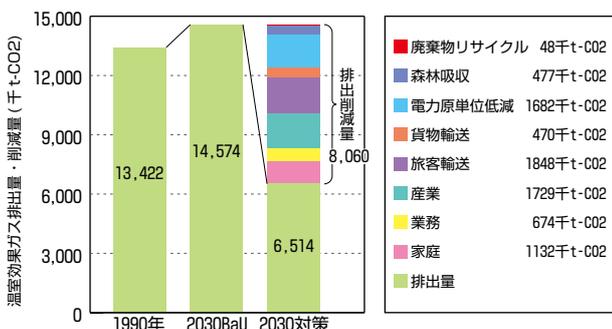
社会像を実現する目標として、2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量(1990年比)の50%削減を目指す「低炭素社会の実現」と、健全な生態系や安全・安心な水環境の確保と、人と琵琶湖の関わりの再生を目指す「琵琶湖環境の再生」の2つを掲げています。

ビジョンに示される2030年の滋賀の姿や施策の展開方向については、次期の県環境総合計画などの指針として反映し、具体的な施策の実施につなげていきます。

◆ビジョンの内容と構成



■温室効果ガス排出量と部門別削減量



注) BaUとは「Business as Usual(現状維持)」の略で、温室効果ガス排出量削減のための追加対策がとられない場合を示している。

WEB http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/sd_shiga.html

マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)

(平成12(2000)年3月策定)

健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための琵琶湖総合保全の指針として策定したものです。

■マザーレイク21計画の理念、基本方針

《基本理念》 琵琶湖と人との共生

- 《基本方針》 ①共感(人々と地域との幅広い共感)
 ②共存(保全と活力ある暮らしの共存)
 ③共有(後代の人々との琵琶湖の共有)

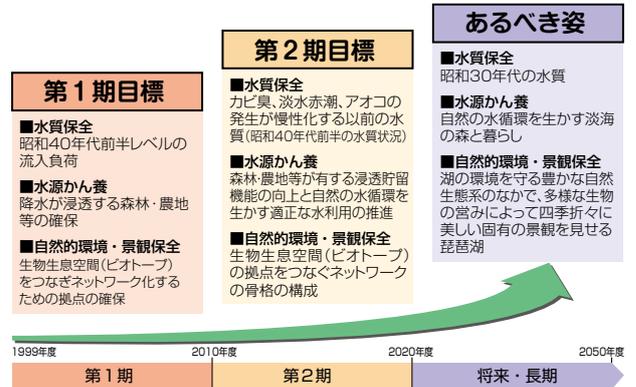
《取組分野》 ①水質保全

- ②水源かん養
 ③自然的環境・景観保全

《全县をあげた取組-協働-》

県民、事業者の主体的な取組を基本に各主体が積極的に取り組み、これを支援するため、県と市町は連携を図ります。

■計画期間・目標等



■第2期計画に向けた動き

マザーレイク21計画第1期の計画期間は平成22(2010)年度までであることから、現在琵琶湖総合保全学術委員会において第2期計画に向けた議論が進められています。

そこでは、これまでの取組分野に加えて「暮らしと琵琶湖の関わりの再生」に向けた新たな取組が必要であるなどの方向性が示されています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/mother21/top.html>

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用

滋賀県庁では、ISO14001に基づく環境マネジメントシステム(EMS)の認証を平成10(1998)年3月に工業技術総合センターで受けて以降、全職員参加のもとEMSの構築、運用を進めています。平成16(2004)年3月には県のすべての機関(警察本部を除く)に適用範囲を拡大しました。

今後も、EMSの適切な運用と継続的な改善を図り、環境への取組を重視した県政を推進していきます。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/iso14001.html>